

差別を解消することを目的にした3つの法律をご存知ですか？

平成28年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の3つの人権に深く関わる法律が施行され、5年が経過しましたが、法律の内容や法律そのものを知らない人が多くいる状況です。

津市では、こういった法律や人権問題に対してさらなる周知と啓発を進め、一人一人の人権意識の高揚が図られ、人権が尊重される社会の実現をめざしていきます。

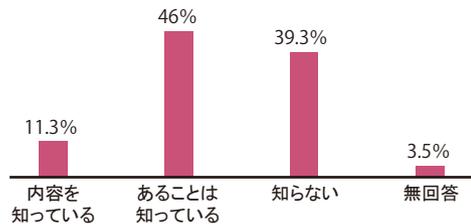
障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

全ての国民が障がいの有無によって分け隔たられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざす法律です。

この法律では国・都道府県・市町村や事業所などが障がいがある人に対して、正当な理由なく障がいを理由として差別する「不当な差別的取扱い」を禁止しています。また、障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としている意思が伝えられ

たときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」を求めています。

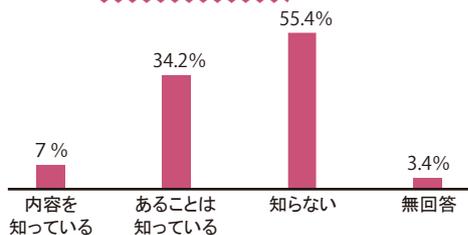
問 あなたは障害者差別解消法を知っていますか？



ヘイトスピーチ解消法 (本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律)

特定の民族や国籍の人々に対し、差別意識を助長・誘発し排斥することをあおるような不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)を解消し、民族や国籍等の違いを超え互いの人権を尊重し合う社会の実現をめざす法律です。

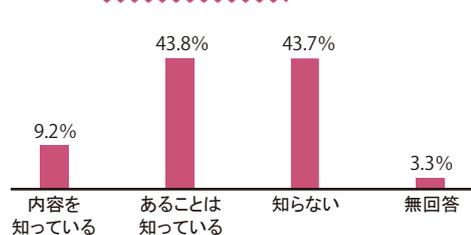
問 あなたはヘイトスピーチ解消法を知っていますか？



部落差別解消推進法 (部落差別の解消の推進に関する法律)

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じてきていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、部落差別のない社会の実現をめざす法律です。

問 あなたは部落差別解消推進法を知っていますか？



※グラフは「令和元年度人権問題に関する三重県民意識調査」に基づきます。また、構成比率は少数点第2位以下を四捨五入しています。



人権相談窓口

津市人権課

☎229-3165 FAX229-3366

みんなの人権110番

☎0570-003-110

インターネット人権相談受付窓口

三重県人権センター相談電話

☎233-5500

HP 法務省 人権相談



人を差別し、人の心を傷つける落書きを見たら津市人権課へ通報・連絡してください。